

(別紙 2)



よくあるお問合せについて

例年、共済組合への問い合わせが多い事項等をまとめましたので、手続の参考にしてください。

◆資格喪失及び異動に関する手続について

Q 1. 令和 5 年 3 月 31 日で短期組合員（臨時的任用職員）として任用期間を満了しましたが、令和 5 年 4 月 6 日から再度、短期組合員（臨時的任用職員）として採用されることが決まっています。どのような手続が必要ですか。

A 1. 任用期間が空く場合であっても、任命権者と職員との間で事実上の任用関係が継続していると任命権者が判断する場合は、組合員資格も引き続くものとして取り扱うこととなるため、手続は不要です。任用関係が継続していないと任命権者が判断する場合は、短期組合員としての令和 5 年 3 月 31 日付け退職による資格喪失の手続と、令和 5 年 4 月 6 日付け採用による資格取得の手続が必要となります。

継続するか否かの判断は任命権者へ御確認ください。

Q 2. 4 月から鹿児島市教育委員会へ異動する一般組合員について、どのような手続が必要ですか。

A 2. 鹿児島市、指宿市、出水市、霧島市、鹿屋市教育委員会へ異動する派遣者（※）については、市立高等学校に籍を置く公立学校共済組合員（市費支弁組合員）として取り扱いますので、旧所属所での手続は不要です（所属所異動の報告については新所属所から提出）。

※ 阿久根市教育委員会への派遣者の異動についても北薩教育事務所籍の公立学校共済組合員（県費支弁組合員）として取り扱いますので、旧所属所での手続は不要です（所属所異動の報告については新所属所から提出）。

Q 3. 同じ所属所に退職者が何名かいますが、1 名だけ組合員証の返却が遅れている組合員がいます。関係書類はいつ送付すればよいですか。

A 3. 全員一緒に報告する必要はありませんので、準備のできている分から速やかに送付してください。

◆年金に関する手続について



Q 4. 組合員として在職中に 60 歳未満の配偶者を扶養していました。退職後、扶養していた配偶者の年金加入手続が必要ですか。

A 4. 組合員が退職時に組合員または被扶養配偶者の方が 60 歳未満の場合は国民年金に加入する必要があります。別紙 1 の「退職後の国民年金への加入手続」欄を参考に手続を行ってください。

Q 5. 60 歳前に退職します。退職後、任意継続組合員制度に加入すれば、国民年金保険料は払わなくてもよいですか。

A 5. 任意継続組合員への加入は医療保険制度へ加入することですので、国民年金に加入したことにはなりません。別紙 1 の「退職後の国民年金への加入手続」欄を参考に手続を行ってください。

(別紙 2)

Q 6. 短期組合員で3月末に退職します。退職後、共済組合へ年金の手続きは必要ですか。

A 6. 短期組合員については、長期給付は適用除外となっているため、当共済組合への年金手続きは必要ありません。

Q 7. 再任用制度によるフルタイム勤務職員が令和4年度末で退職し、令和5年度は就労しない予定とのことです。年金関係の添付書類は何が必要ですか。

A 7. 老齢厚生年金の受給権がある場合は、老齢厚生年金改定請求書等を添付して提出してください。
なお、老齢厚生年金の受給権がある方には、2月以降順次、年金担当から老齢厚生年金改定請求書等または令和5年以降の就労状況調査の用紙を対象者あて送付します。※ 令和5年1月31日付け 公共鹿第1092号「令和4年度末の一般組合員資格喪失に係る長期給付(年金)関係の手続等について(通知)」も参照してください。

◆その他

Q 8. 年度末で退職しますが、配偶者が公立学校共済組合鹿児島支部の組合員である場合、配偶者の扶養に入るための手続はどこで行えばよいですか。

A 8. 被扶養者認定を受ける場合は、配偶者の所属所を通じて手続を行ってください。

Q 9. 資格喪失後に組合員証を使用して医療機関を受診してしまいました。今後、どのような手続が必要になりますか。

A 9. 資格喪失後に受診した分の医療費については、後日返納の通知を送付しますので、返納してください。
返納後は、当共済組合の資格喪失後に加入した医療保険制度の運営主体へ請求することができますので、手続等については、そちらへお問い合わせください。

Q 10. 一般組合員を年度末で退職し、組合員異動報告書〔整理番号3〕の提出と組合員証の返納が済んだ後、資格喪失証明書が必要になりました。どのようにしたらよいですか。

A 10. 「資格喪失証明書交付申出書」を提出してください。お急ぎの場合は、電話等で申し出てください。

Q 11. 短期組合員を年度末で退職します。退職後に国民健康保険に加入するための証明が必要になりました。どのようにしたらよいですか。

A 11. 適用事業所で「健康保険・厚生年金保険の資格等喪失連絡票」等の作成を依頼してください。または、当共済組合へ「資格喪失証明書交付申出書」を短期組合員退職届書〔整理番号3-4〕等と併せて提出してください。ただし、資格喪失処理完了後に交付が可能となるため発送までに時間がかかることがあります。